

## 2020年度1月期 政府の緊急事態宣言発令検討に伴う本学の対応について

恵泉女学園大学  
学長 大日向雅美

2020年度秋学期授業も残すところあと約1か月というところがございますが、1月4日付の報道等でご承知のように、政府が緊急事態宣言発令に向けて検討を進めているところです。これを受けて、本学では7月にご案内している基本方針に照らし合わせ、1月期の教育活動について発令の有無にかかわらず以下のように実施対応することといたします。

- ①授業は、今学期これまで対面実施していたゼミおよび実習系授業を含めすべて、原則オンラインにて実施  
※授業展開上の理由により対面での実施が必要な場合には、1月8日（金）までに授業担当教員が教務課に連絡の上実施可  
※自宅でのPC環境等が整っていない学生で、大学で授業受講を希望する学生は引き続きPC教室使用可能  
※図書館も希望者は利用可能
- ②卒論口述試験および修士論文口述試験については、現時点では対面で実施予定
- ③学食、三省堂は原則変更なしで1月12日から短縮営業継続予定  
※委託会社方針によっては休業になる可能性あり
- ④スクールバスは1月7日から予定通り冬休みダイヤで運行、1月12日以降も可能な限り変更なしで運行予定
- ⑤対面での学生活動（クラブ、サークル活動）は原則禁止

本件につきまして、学生・保証人の皆様はじめ、本学の教育活動に係る全教職員の皆様には、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考)「恵泉女学園大学 2020 新型コロナウイルス感染症対策」(2020年7月31日掲出・11月13日再掲出)

### 1. 大学の教育活動・学生活動等可否に係る基本方針

#### 緊急事態宣言発令期間

発令日以降、授業はすべてオンライン授業に切り替え実施  
学生活動は禁止（学内外問わず）  
学食・三省堂・スクールバス停止

#### 外出自粛要請発令期間

対面実施授業についても、週単位（発令日～期間終了日の週末まで）で対面実施なし・オンライン授業実施  
学生活動は禁止（学内外問わず）  
学食・三省堂は委託会社の方針のもと営業可否を決定  
スクールバスは、減便でも原則運行継続（ただし、委託会社方針により停止となる場合あり）

#### 週末等休日について外出自粛要請発令期間

授業は原則予定通り（講義：オンライン、実習・実技・ゼミ：対面）  
学生活動は条件付きで可  
\* 不特定多数の人が集まる場所への参加活動は不可  
学食・三省堂：営業、スクールバス：運行